

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令」
の公布について (通知)

柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 295 号)については、別紙のとおり公布され、令和 5 年 9 月 29 日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 柔道整復師国家試験及び言語聴覚士国家試験の受験手数料の額は、実費を勘案して定めることとされているが、今般、指定試験機関の積立金が全額解消されるとともに、試験事務にかかる収支が悪化していることから、下記のとおり改定を行う。

第 2 制定の内容

- ① 柔道整復師国家試験の受験手数料について

【改定前】 【改定後】
16,500 円 → 23,900 円

- ② 言語聴覚士国家試験の受験手数料について

【改定前】 【改定後】
34,000 円 → 38,400 円

第 3 施行期日

- 施行期日：令和 5 年 9 月 29 日

以上

柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十五号

柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十三条の二第一項及び言語聴覚士法(平成九年法律第三十二号)第三十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(柔道整復師法施行令の一部改正)

第一条 柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「一万六千五百円」を「二万三千九百円」に改める。

(言語聴覚士法施行令の一部改正)

第二条 言語聴覚士法施行令(平成十年政令第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三万四千円」を「三万八千四百円」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄